

〈研究論文〉

インドにおける思春期後期女子の早婚再考 —タミルナードゥ州クリシュナギリ県を事例として—

川 野 有 佳

【要旨】

本稿では、インドの思春期後期の女子が、いかなる要因や過程を経て早婚に至っているのか、それらは、従来の児童婚に関する先行研究や言説とどう異なっているのか、インドの非政府組織である Partners for Law in Development (PLD) による報告書を踏まえながら分析する。早婚が起きている背景や要因を探ることで、何が少女を早婚に向かわせ、より脆弱な状況に追い遣っているのか、また世界的な公約である早婚の撤廃に向けた支援はどうあるべきかを考察することが、本研究の目的である。フィールドワークは、インドの NGO である Association for Rural Community Development (ARCOD) の調査協力のもと、タミルナードゥ州クリシュナギリ県で実施した。フィールドワークから、思春期後期女子が早婚に至る背景には、強制や慣習による見合い婚がある一方で、地理的要因によるものや学校の不在、また家庭の経済的困窮による親の出稼ぎや再婚、ネグレクトによる女兒への家事や育児の負担などがあつた。さらに恋愛や駆け落ち、強制結婚からの逃亡、予期せぬ妊娠や分娩、性的虐待など、思春期のセクシュアリティに起因する複合的要因によるものであつた。児童婚や早婚の撤廃は、持続可能な開発目標 (SDGs) の目標 5 にも掲げられており、グローバルで普遍的な価値観として認識されるようになってきている。フィールドワークでは、自らの結婚や生き方について、自己決定しようと立ち上がる女子の姿もみられたが、思春期の恋愛やセクシュアリティに対する不寛容は未だ社会に残っている。思春期の恋愛やセクシュアリティと不可分に結びついている早婚は、早婚の撤廃というグローバルな公約とローカルな価値観との狭間で、諸々の葛藤を抱えながら起きている。早婚を解決する道を探るために、まずはそれを生んでいる固有の社会経済的な諸要因を解きほぐすとともに、思春期女子がより主体的に生きるための力の獲得と、その社会環境づくりが必要である。そのためにも、リプロダクティブ・ヘルスの拡充を始めた思春期後期女子へのさらなる投資と、思春期のセクシュアリティについての理解やその捉え直しが急務であることが、本研究から明らかになった。

キーワード：早婚、児童婚、思春期後期、若年妊娠・分娩、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、インド、NGO

1. はじめに

児童婚 (child marriage) や早婚 (early marriage) は、異なる国や文化圏にまたがる深刻な権利侵害だとして、その撤廃に向けての早急な取り組みが各国にて求められている。児童婚とは、通常、配偶者の一方、もしくは両者が 18 歳未満の正式あるいは非公式な結婚を指しており (UNICEF 2005: 4; IPU and WHO 2016: 6)、時として早婚 (early marriage) と同義として、また強制的な結婚とも関連づけながら語られてきた (例えば OHCHR n.d.)。国連人口基金やユニセフによると、児童婚は世界的にみて減少傾向にあるとしながらも、子どもの花嫁は 2018 年資料において世界で推定 6 億 5000 万人にのぼるとし、そのうちの 44% が南アジアで起きていることや、とりわけインドは 2 億 2300 万人と最多であることが報じられている (UNFPA and UNICEF 2018a: 8-9; UNICEF 2019: 6)。インドでは、児童婚は特にウッタル・プラデーシュ州やビハール州、西ベンガル州など北部の州に多いとされるが (UNICEF 2019: 7; UNFPA and UNICEF 2018b: 19)、インド南部のタミルナードゥ州においてもそれは例外ではなく、18 歳未満で婚姻状態にある女兒は 1100 万人に達するという (UNICEF 2019: 7)。さらに近年の報道によると、同州では、2018 年 4 月から 12 月までの間に 2 万人の女兒が 18 歳未満で妊娠し、その大半が 16 歳から 18 歳未満の既婚者であることから、児童婚や若年妊娠は、タミルナードゥ州においても続いていることがわかる¹。2015 年 9 月、国連ミレニアムサミットで採択されたアジェンダ 2030 と持続可能な開発目標 (SDGs) の目標 5、ターゲット 5.3 では、未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚および女性性器切除など、あらゆる有害な慣行の撤廃を掲げているが、インドをはじめ各国がこれまでの努力をさらに加速化させない限り、その達成は難しいと予想されている (UNFPA and UNICEF 2018a: 9)。

児童婚や早婚が起きる背景には、社会文化的小および経済的要因が密接に関わるとして、これまでも論じられてきた (Bhat et al. 2005; IPU and WHO 2016; Sagade 2005)。インド社会のなかでも、最も脆弱な層でそれが起きやすいことや (Bhat et al. 2005: 18)、伝統的な父権的家族構造のなか、いつ誰と結婚するかは常に父親や男性親族に委ねられ、女兒や女性の自己決定が阻まれてきた (Bhat et al. 2005: 16)。また家長や結婚によって女兒や女性の性や生殖は厳しく管理され、家名や男性の権力が、女性の貞節によって測られてきたという側面もある (Sagade 2005: 9)。さらに早すぎる結婚は、女兒から教育や就業の機会を奪うだけでなく、若年妊娠や分娩などにより、女兒を危険に晒しているとして批判されてきた (Jejeebhoy 1998: 1282-3; Sagade 2005: 14-21; Bhat et al. 2005: 32-4; Lemmon and ElHarake 2014: 4; Save the Children 2019: 7)。

他方、Partners for Law in Development (以下、PLD) は、女性のための社会正義と平等の実現を追求する非政府組織であるが、児童婚や早婚について、従来とは異なる視点から問題提起をしている。PLD は、2015-16 年に実施された第 4 回全国家族健康調査 (National Family Health Survey, 以下 NFHS) において、インド女性の初婚年齢の中央値はすでに 19 歳に達し

ており (IIPS and ICF 2017a: 165)、幼い子どもの結婚 (児童婚) から早婚への移行が示されていると指摘する (PLD 2019: 2)。これを踏まえて、PLD はその報告書においても、思春期 (10-19 歳) のなかでも特に思春期後期 (15-19 歳) にあたる年齢に着目し、児童婚という従来の枠組みでは見えてこなかった 10 代後半での早婚とその懸念について、既存の法などとも照らし合わせながら分析を試みている。

PLD による報告書では、デリーやムンバイ、ジャイプールの 3 都市から 15 の思春期女子の事例が挙げられているが、そのうちの 1 名は思春期前期の 12 歳で、また残りの 14 名は、15 歳から 19 歳の思春期後期で恋愛関係を持ち、その後、多くが駆け落ちや自己手配的な結婚 (self-arranged marriage) などに至っている。これらの少女が早婚に至った背景は多様であるが、なかでも、恋愛の疑いやその発覚、また妊娠など、思春期や若年の恋愛やセクシュアリティが誘因となっていると主張する (PLD 2019: 14-15)。恋愛関係が発覚した後、親は少女の行動をこれまで以上に厳しく制限し、娘が不祥事を起こす前に見合い婚を強行しようとする。その一方で、親からの行動の制限と強制された禁欲、また婚前の性行為による恥の意識や社会的なスティグマに苦しむ少女は、そこから抜け出したいという思いと、恋人から得られる自己効力感や愛情、そして自由を求めて、唯一残された選択肢としての駆け落ちに向かうと分析している (PLD 2019: 23, 77)。

さらに PLD は、2006 年幼児婚禁止法 (The Prohibition of Child Marriage Act, PCMA, 2006) や 2012 年性犯罪児童保護法 (The Protection of Children from Sexual Offences Act, 2012)、また 2013 年インド刑法 (改正) 法令に基づき改正されたインド刑法第 375 条、同法第 376 条にも言及する。特に性犯罪児童保護法とそれに続くインド刑法 (改正) では、女兒を性犯罪から保護する観点から、女兒の性交同意年齢をすでに 16 歳から 18 歳に引き上げている。そのため、18 歳未満の女兒との性行為は、たとえ合意の上での恋愛関係や駆け落ちであっても、性犯罪と見做される。これにより、駆け落ちをした娘の親が、法を逆手に取り、その相手を、未成年者の誘拐や性的虐待の容疑で告訴することが起きており、法が報復手段として機能している矛盾を、PLD は指摘する (PLD 2019: 74)。つまり、思春期後期で早婚が起きている根本的な要因には踏み込まず、またそれに対処するための十分な投資を行わず、法律や抑止アプローチに重点が置かれていることに疑問を呈しているのである (PLD 2019: 78)。

これらを踏まえて、本稿では、インドの思春期後期女子が、いかなる要因や過程を経て早婚に至っているのか、それらは、従来の児童婚に関する先行研究や言説とどう異なってきたのかを分析する。早婚が起きている背景や要因を探ることで、何が少女を早婚に向かわせ、より脆弱な状況に追い遣っているのか、それは恋愛や駆け落ちによるものなのか、また世界的な公約である早婚の撤廃に向けた支援はどうあるべきかを考察することが、本研究の目的である。本稿では、特に思春期後期で起きている早婚について、タミルナードゥ州クリシュナギリ県を事例に分析する。

フィールドワークは、クリシュナギリ県を活動拠点とする NGO である Association for Rural

Community Development（農村地域開発協会、以下 ARCOD）の調査協力の下、2019 年 8 月に実施し、2020 年 8-9 月にかけてフォローアップを行った。ARCOD の活動には、農村での女兒や女性の健康改善に向けた支援活動を始め、女性・子ども開発省やチャイルドライン・インディア財団の統括の下、当団体に委託されているチャイルドライン（電話相談窓口）の運営が含まれる。同県を分析対象とするフィールドワークでは、同団体の代表やコーディネーター、カウンセラー、また村のヘルス・ワーカーや思春期クラブ・メンター、ボランティアなどから聞き取りを行なった。ARCOD は、児童婚や早婚をなくすという、グローバルかつ普遍的な価値観を敷衍しようとする一方で、現地の人々が持つ伝統や価値観とも常に対峙している。異なる価値観がせめぎ合う農村部において、ARCOD はいかに慣習とも折り合いをつけながら、早婚回避というグローバルな課題解決に取り組んでいるのか、草の根でのジレンマについても分析する（信田 2017: 9）。

なお、未成年や思春期での結婚を表す用語として、児童婚や幼児婚、早婚、またそれらを一括りにした CEFM (child, early and forced marriage) という表記もある（例えば IPU and WHO 2016; Save the Children 2019; OHCHR n.d.）。本稿では、思春期後期で起きている結婚を概して早婚とし、その当事者が 18 歳未満であることを強調する場合は女兒や子どもとして、また 18 歳前後の思春期後期を指す場合は、女子や少女として表記する。

2. 児童婚や早婚に関する先行研究

児童婚や早婚は、地域による偏りはみられるものの、これまでカーストや宗教、地域の違わず、インド全域で行われてきた慣習である（栗屋 2003: 160）。インドでの婚姻は、親族などによる家同士での見合いが今でも一般的であり、配偶者は通常、同じカーストやサブカーストなど内婚集団から選ばれている。児童婚という慣習の背景には、複雑な社会経済的状況や文化的要因が相互に関連し合っていることが、これまでも論じられてきた。伝統的な家父長制のなか、女兒や女性は家庭内や社会において、男性よりも低い地位が割り当てられ、女兒の経済的自立や教育は優先されず、むしろ結婚して母となる生き方が望ましいとされてきた。また、娘を嫁がせることは、とりわけヒन्दゥー教徒の間では父親の責務だとし、かつて初経前の婚姻も公然と行われてきた（Mane 1991: 84）²。女兒には結婚前の純潔と処女性は何よりも重んじられ、また結婚期を通じて女性には貞節が要求され、女性の性や生殖が厳格に管理されるとともに、女性の貞節が家族の名誉や社会的地位の象徴として扱われてきたと言える（Sagade 2005: 9; Bhat et al. 2005: 16）。高位カーストになるほど、女性の行動規範やセクシュアリティの管理は厳格化されることで、カースト集団の純正が保持されるとの見方からも、女性のセクシュアリティとカースト秩序の維持は根底で繋がっている（栗屋 2003: 161）。また、貞淑であることを、女兒や女性は社会から求められる一方で、性規範から逸脱する女性には、厳しい制裁が加えられてきた。さらに児童婚や早婚は、貧困とも密接に結び

つき、社会的にも脆弱な層にて起きてきたとする研究もある (Bhat et al. 2005: 18)。娘を育てることは、貧しい家庭にとって大きな負担であるため (Mani 1991: 83)、幼くして娘を嫁に出すことで親の経済的負担を軽減させようとすることや、幼少であれば婚礼時の持参財 (ダウリー) を減額できることも、児童婚を誘引する要因だとしている (八木 2000: 51; Sagade 2005:11; Bhat et al. 2005: 16)³。加えて紛争や家計の急激な悪化などの非常事態において、結婚が女兒の身を守るという負の対処メカニズム (coping mechanism) が働くことも (UNFPA and UNICEF 2018a: 84)、児童婚が続く一因だと考えられる。このように児童婚は、経済的にも、また社会的にも脆弱な家庭環境で起き易いことや、女兒の教育年数が短く、農村においてその危険が最も高まるとの指摘もある (UNICEF 2019: 10)。

さらに児童婚や早婚は、思春期の成長や健康面からも、これまで批判されてきた。特に女兒が身体的にも、また精神的にも未熟なうちに結婚し、若年妊娠や分娩を経験することで、妊娠や出産時での死亡リスクが母子ともに高くなる (Jejeebhoy 1998: 1282; Sagade, 2005: 12; Bhat et al. 2005: 32-34; IPU and WHO 2016: 9)。また女兒は、婚家においても従属的な立場に立たされ易く、夫婦間の暴力にも晒されやすい (Lemmon and ElHarake, 2014: 4; UNICEF 2005: 22-23)。このように、伝統や慣習の名の下に行われる児童婚には弊害が大きく、深刻な子どもの権利侵害に繋がっていることから、その撤廃に向けての強い意思と行動が各国には求められている。

従来、児童婚は、慣習に基づく強制婚であることを前提としてきたが、それに対して PLD は、インドの思春期後期女子のなかで、それによらない恋愛や駆け落ち、自己手配的な結婚が増えていることを指摘する。そしてこれらの世代の女子が、どのような過程を経て、いわゆる早婚に至っており、その結果、当事者はどのような状況に置かれているのかを詳細に分析している。駆け落ちとは、親同士がまとめる伝統的な見合い結婚とは異なり、家族の同意を得ないまま、時として家出などをして、当事者のみで密かに婚姻状態に至ることをいう (PLD 2019: 62)。思春期での恋愛や駆け落ちは、これまでもインドで起きてきたことではあるが、恋愛関係を持つことや婚前の性関係は不道德とされ、それへのタブー視から多くのことが語られず、不可視化されてきたといえる。

さらに女子は、見合いという強制結婚の名の下に、学業を辞めさせられるという、これまでの児童婚や政策にみられる言説についても疑問視する (PLD 2019:35)。PLD が対象とする早婚経験者の事例からは、誰 1 人として結婚のために学校を辞めてはおらず、むしろ家計の急激な悪化による女兒への家事労働や成績不振、また女兒にかけられた恋愛の疑惑やその発覚、あるいは妊娠の発覚など、一部で思春期のセクシュアリティの管理強化が、中途退学の要因になっていると指摘している (PLD 2019: 14-15)。就学の機会が突如として奪われ、外部との接触や移動が厳しく制限されるなか、少女を取り巻く環境が急激に変わり、教育や就業などの機会の欠如のなかでの強制的な禁欲と見合い婚、また婚前の性行為に対する羞恥心や社会的なスティグマが少女を追い詰める。それらから逃れるために、また恋愛相手から得ら

れる自己効力感や愛情など情緒的な欲求や自由を求めて、女兒は駆け落ちという逃亡と早婚へと動機づけられると分析している（PLD 2019: 23, 35, 63-64）。

南アジアにおけるジェンダー規制というとき、地域やコミュニティ、階層、そして家族ごとの慣習も多様でありかつ歴史的にも変容していることから、それを一般化することはほとんど不可能だといえる（栗屋 2003: 160）。よって恋愛や駆け落ちに対する家族やコミュニティの反応も、一概に言えない難しさがある。一部の階層では、結婚のコースト規制も緩みつつあり、専門職層や中間層上層の間での、異コーストや出身地域や言語、また異なる宗教間の結婚もすでに起きている（押川 2010: 226）。娘や息子の恋愛を、不本意ながらも親や親族は承認し、それほど大きな問題に発展することなく、恋愛から見合い婚に形を整えて婚姻に至っている場合もある⁴。しかし異コーストや異宗教間の場合、また同じコーストに属していたとしても、恋愛や駆け落ちが、親族やコミュニティからの大きな反発を生むことがある。また駆け落ち後に、当事者が親や親族によって強引に引き離されることや、親族からの批判や圧力に耐えかねて、当事者の関係自体が破綻してしまう場合もある。さらに恋愛や駆け落ちによる逃亡や結婚で、親や親族、コミュニティの名誉が傷つけられたとして、娘や相手に対して親や親族が危害を加えるという、いわゆる名誉殺人も、時として起きている（PLD 2019: 13）。

インドでは、1978 年幼児婚抑制法改正法（The Child Marriage Restraint (Am.) Act 1978）をはじめ、2006 年幼児婚禁止法（The Prohibition of Child Marriage Act 2006）により、すでに児童婚に対する規制強化が進められている。後者によると、児童とは、男性の場合は満 21 歳に満たない者、また女性の場合は満 18 歳に満たない者とし、さらに児童婚（翻訳では幼児婚）とは、婚姻当事者の一方が児童である婚姻を指している（伊藤・小川 2010: 29）。さらに 2012 年性犯罪児童保護法により、女兒を性犯罪から保護する目的で、女兒の性交同意年齢が 16 歳から 18 歳に引き上げられ、未成年との性行為が性犯罪と見做されるようになった。そのため、未婚の男女が駆け落ちをした場合、女兒の親族らが、2012 年性犯罪児童保護法や 2013 年改正インド刑法などを根拠に、交際相手を誘拐やレイプの容疑で訴えることが起きている。このことから PLD は、女兒を性犯罪から保護するための法律が、思春期や若者の自発的な合意の上での性行為についても容認せず、むしろそれを罰するものとして機能していると指摘する（PLD 2019: 49）。したがって、早婚回避により少女の保護を狙うのであれば、現行の法体制による当事者への影響と、思春期のエージェンシーやエンパワーメントとを繋げて考えるべきだと、PLD は主張している（PLD 2019: 78）。

3. 思春期のセクシュアリティとエージェンシー、エンパワーメント

思春期後期での駆け落ちなど、恋愛に基づく結婚が増えている背景には、グローバル化やメディアの影響、またそれに伴う若者の恋愛観や結婚観の変容があると言えよう。恋愛や恋愛結婚については、現在でも特に親以上の世代で拒否反応が残る一方で、若い世代の間では、

多様なメディアなどによる影響から、婚前での性行為についての抵抗感も徐々に薄れてきている。思春期のセクシュアリティについては、すでに 1998 年、インドの週刊誌 *India Today* において特集が組まれ、当時、センセーショナルに報じられていた⁵。Jejeebhoy (1998) も、未婚の性行為に関する調査は、1990 年代末のインドでは稀だとしながらも、思春期での婚前の性行為は、想像以上に起きていると指摘する⁶。時代はすでに推移し、映画やテレビ、そして現在の携帯電話の所持やソーシャルメディアなどの普及とその影響から、自由恋愛へと憧れ、恋愛感情から性行為に至ることは、男女ともにすでに珍しいことではなくなっている。とはいえ、望ましい伝統的な婚姻のあり方や性規範は、思春期女子の精神的な縛りにもなっている。少女は、家父長制社会にみられる未婚での性行為に対する恥意識と、主体的な恋愛や結婚との狭間で苦悩し (PLD 2019: 30)、また揺れ動き、それが早婚へと動機づけられる一因にもなっている。

センによると、エージェンシーとは、自ら達成すべきだと決めたことは何でも達成する自由、つまり当事者が選択したように生きられる能力だと定義する (Sen 1985: 203-4)。センのエージェンシーの概念化に影響を受けたとするカビールは、センを踏まえて、エージェンシーを「自ら目標を定め、それに基づいて行動する能力」だと定義している (Kabeer 2001: 21)。このような能力は、観察可能な行動以上のもので、個人がその行動をもたらす意味や動機、目的、また人々がエージェンシーを得ているという感覚や、「内在する力」(‘the power within’) も包含するとしている (Kabeer 2001: 21)。思春期のエージェンシーを構成する主要要素として、例えばユニセフとポピュレーション・カウンシルは、思春期の男女が、自らの人生に影響を与える事柄に対して意思決定できる能力や移動の自由、財源へのアクセス、そしてジェンダー役割に対する態度や関係性の変化を挙げており (UNICEF India and Population Council India 2013: 64-68)、それらにジェンダー格差がみられることを指摘している。

さらにカビールは、エンパワーメントを「変革のプロセス」として、また「これまで能力が否定されていた状況下で、戦略的な人生の選択をするための能力の拡大」(Kabeer 2001: 19) と定義し、エンパワーメントを構成する重要要素としてエージェンシーを位置づけている。加えてエンパワーメントには、心理的变化を含むエージェンシーを始め、選択をする能力の前提となる資源 (resources)、つまり物質的、社会的あるいは人的資源へのアクセスの増加や、資源を獲得する条件の変化、そしてそれらの成果・達成 (achievement) という 3 つの要素が相互に関連し合うとしている (Kabeer 2001: 20)。個人レベルでのエージェンシーを育み、さらに構造的な不平等に立ち向かうための集合的な行為主体性 (カビール 2016: 390)、あるいは公的領域でのエンパワーメントを達成するために、外部者が訓練や教育、資金やサービス提供などの機会を付与し、能力を十分に発揮させるための社会環境づくりを働きかけることは必須だと考えられる (佐藤 2005: 9; UNDESA 2012)。思春期が元来持っている能力に気づき、またあらゆる能力を身につけ、行動を制限されることなく自己の人生を切り拓いていくためにも、構造化されたジェンダー関係や不平等、また思春期女子を阻む、差別的な制度や

社会構造を変革していく社会的な力を生み出していくことが不可欠であり、またそのための社会環境づくりや、それを支持する強いコミットメントが求められる。しかし、思春期におけるセクシュアリティを巡っては、依然としてまだ高い壁が存在していると言える。

4. クリシュナギリ県における思春期女子の現状と早婚

タミルナードゥ州クリシュナギリ県は、州都チェンナイ中心部より 262km ほど西の内陸部に位置しており、カルナータカ州やアーンドラ・プラデーシュ州とも隣接している。このような地理的特徴から、クリシュナギリ県では、3つの異なる言語—タミル語とテルグ語、カンナダ語が入り混じっている。さらにイスラム教徒が多い地区では、ウルドゥー語の話者も一定数いるなど多言語であり、それが少なからず教育にも影響を及ぼしているといえる。またクリシュナギリ県は、内陸部の山間の丘陵地にあることから、一部で交通手段が限られ、移動が困難な地域を抱えている。同県では、農業以外での雇用の機会も限られているため、隣接するカルナータカ州の州都ベンガルール（旧称バンガロール）へ出稼ぎに行く割合も高い。女性の労働参加率は、クリシュナギリ県全体で 34.38%と低く、都市部を含む Hosur (21.12%) やクリシュナギリ (25.33%) でさらに低くなり、Mathur (45.33%) や Uthangarai (44.29%)、Thally (42.17%) など農村部で 40%を超えている。しかし雇用の 7 割以上が、農業部門などでの不安定な日雇い労働である (State Planning Commission 2017a: 75-76)。これらの地理的かつ社会的特徴から、特に教育や医療サービスへのアクセスが難しい地域では、女兒や女性の教育や健康は後回しにされ易い (Arnold 2017: 3)。

このような状況にも関わらず、徐々に教育レベルが向上している背景には、無償義務教育に関する子どもの権利法 (The Right of Children to Free and Compulsory Education Act, 2009, RTE 法) が 2009 年に制定され、第 8 学年次 (14 歳) までの初等教育が無償義務となったことが大きい。2001 年センサスによると、クリシュナギリ県の識字率は 64.2%であるが、2011 年センサスでは 72.41%と緩やかに上昇している (State Planning Commission 2017a: 53)。しかし州都チェンナイでは、すでに 90.18%に達していることや、州平均値も 80.33%であることから、クリシュナギリ県は州内でもまだ社会経済に遅れがある地域である (State Planning Commission 2017b: 62; State Planning Commission 2017c: 88)。2011 年のタミルナードゥ州全体の男女別識字率をみると、男性は 86.81%、また女性は 73.86%であるが (State Planning Commission 2017c: 151)、クリシュナギリ県では、男性 79.65%、女性 64.85%と男女共に低く、さらに Thally (53.86%)、Kelamangalam (59.26%)、Shoolagiri (55.18%)、Veppanapalli (58.61%) などの農村部では、女性の識字率が 50%台に留まっているところも散見される (State Planning Commission 2017a: 112)。

クリシュナギリ県の初等教育の就学率を男女別にみると、2012-13 年から 2013-14 年にかけて、男児は 99.25%から 99.35%へと微増しているが、女兒の場合は 98.91%から 98.56%へとわ

ずかながら減少している (State Planning Commission 2017a: 54)。また、2013-14 年における初等教育の中途退学率 (ドロップアウト率) は、Hosur (0.91%) など都市部で改善している一方、農村部の Shoolagiri では 1.04% に留まり、男児 1.03%、女児 1.05% と、女児の中途退学率が若干高くなっている (State Planning Commission 2017a: 55)。

さらにタミルナードゥ州での初婚年齢の中央値をみると、就学率の改善などの影響により、徐々に高くなっている。NFHS-3 によると、インド全国での初婚年齢の中央値は、17.2 歳 (20-49 歳の女性) (IIPS and Macro International 2007: 163) であるが、NFHS-4 では 19.0 歳へと上昇している (IIPS and ICF 2017a: 165)。しかし同年、タミルナードゥ州では、すでに 20.0 歳 (25-49 歳の女性) に達している (IIPS and ICF 2017b: 71)。その一方で、15-16 歳で出産を開始した女児は、それぞれ 0.3% と少数であるが、17 歳で 2.6%、18 歳では 8.3%、さらに 19 歳では 13.9% と増えており、10 代での出産は同州においても続いていることがわかる (IIPS and ICF 2017b: 44)。タミルナードゥ州内には地域間格差もあり、思春期での妊娠や出産は、都市部 (3.7%) よりも農村部 (6.3%) で高くなっている (IIPS and ICF 2017b: 44; UNICEF 2005: 27)。そのため、クリシュナギリ県のデータはないが、特に同県の農村部において、これらの数値は州平均値よりもさらに高いことが予想される。同県の農村部では、女児や女性に対する偏見もまだ根強いといえ、女児や女性の地位向上に向けた取り組みや、女子支援プログラムが各種設けられている (State Planning Commission 2017a: 70-73)。

5. ARCOD による支援活動

本稿で取り上げる ARCOD は、1988 年にタミルナードゥ州クリシュナギリ県にて設立されたインドの NGO である。ARCOD の活動理念として、農村部における社会的弱者 (貧困層、指定カースト、指定部族、周縁化された小作農民、女性や子ども) に対する経済・社会的、政治的エンパワーメント、そして健康を介したエンパワーメントの促進が掲げられている。同団体がこれまでに取り組んできた活動内容は多岐に渡るが、近年では、女児や女性の健康改善のために、特に思春期女子のリプロダクティブ・ヘルスの普及や教育支援、HIV/AIDS に感染した女性・子どもへの医療や栄養支援、セックスワーカーを対象とした性感染症や HIV/AIDS の感染予防や啓発活動などが行われている。さらに 2012 年より、子どもの電話相談窓口としてチャイルドラインが設置されている。ARCOD は、コミュニティ・ヘルスに取り組む団体として、州下 300 ほどの団体に緩やかに構成されている健康ネットワーク「タミルナードゥ・ボランティア・ヘルス協会」(TNVHA) の一員でもある。

金 (2008: 18) の NGO 分類に倣うなら、ARCOD は世界各地に活動拠点を広げる拡大型の NGO というよりも、クリシュナギリ県にこだわりを持ち、特に農村部での活動を続けている、いわゆる地域限定型の NGO だといえよう。しかし、地元志向でありながら、国際社会のなかでも重要課題とされるセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する

健康と権利) や児童婚・早婚の撤廃、ジェンダー平等に専心しており、政府やユニセフ等との協働をはじめ、インド企業、財団や個人などからの財政的な支援を受けつつ、諸問題の解決と社会的弱者のエンパワメントに取り組んでいる。

児童婚や早婚対策としての活動には、思春期女子を対象としたリプロダクティブ・ヘルスの普及や、思春期クラブを通じたフィールドでの支援活動、またチャイルドラインによる電話相談が挙げられる。村落には、通常、県公認の女性ヘルス・ワーカー (ASHA) がおり、村の妊産婦や産後の女性に対する情報提供やケアに当たっているが、それらが不在である場合は、トレーニングを受けた ARCOD 認定のビレッジ・ヘルス・ワーカー (以下、VHW) がそれを代行している。VHW は、リプロダクティブ・ヘルスに関する情報提供を行うとともに、思春期の早婚や妊娠の監視役にもなっており、さらにそれを補助する村のボランティアが存在している。ARCOD は、これまでのフィールドでの支援活動から、村落での地域リーダーや学校関係者、児童やその家族などとの幅広いネットワークを構築しているため、早婚を察知すると、事実確認のために当事者の元を訪れるなど、即座に行動に移せる態勢がある。さらに山間部の農村では、思春期クラブがクラブ・メンターを中心に組織化されており、そこでの学習サポートや、補講として衛生教育やライフスキル教育、また早婚の弊害についての情報なども取り入れ、児童の啓発にあたっている。これによりクラブ・メンターは、児童の学力向上とドロップアウトを抑止するとともに、ドロップアウトした児童に教育の機会を提供することで、児童婚や早婚の回避にも繋げている。

村落での活動に加えて、チャイルドラインで電話相談を受けるカウンセラーたちは、虐待や児童労働など、子どもに関するあらゆる相談に日々耳を傾けている。チャイルドラインでは、カウンセラーが1日24時間365日、電話相談を受け付けており、夜間も ARCOD の事務所にて交代で寝泊まりしながら、その対応に当たっている。相談は子ども自身や親からの場合もあるが、近隣の住民などからの通報も多いという。電話相談のうち、最も多いのが結婚に関する相談である。クリシュナギリ県では、2018年4月から2019年3月の間に寄せられた相談件数は650件で、そのうち88件が児童婚に関するもので最多であったが、その1年後の2019年4月から2020年3月の間で相談件数は749件に上っており、児童婚に関する相談も、前年度の2.5倍にあたる227件に増えている⁷。しかし報告されるのはほんの一握りであり、その実態は、それを相当数上回るということである。カウンセラーは、相談者に対して助言を与えるのみの場合もあれば、自らが当事者の元を訪れて、結婚を阻止するなどの行動に出る場合もある。カウンセラーらは、早婚を踏み留まらせるために、まずは女子教育の重要性とその継続を強調し、教育を受ける期間を延長することで早婚回避に繋げようとする。さらに州政府や県による女子教育支援や結婚給付金について情報提供し⁸、学校や公共施設にも赴いて、児童婚や早婚の撤廃に向けた啓発活動にも定期的に取り組んでいる。このように、ARCODによる組織的な取り組みがあるものの、思春期での結婚は依然として起きている。

地域社会には、固有の価値観に基づく婚姻の捉え方があり、それらはグローバルな価値観

と一致をみないこともある。グローバルな価値観とは異なるローカルな視点や価値観と、それらに立ち向かう NGO の葛藤は、支援者・非支援者間の相互作用をよりミクロに捉えることで可視化されるが、そのような視座での分析は、従来の NGO 研究から取りこぼされてきたといえる（信田 2017: 9）。よって本稿では、地域に根ざした ARCOD が、いかにローカルでミクロな事情や価値観の文脈において、早婚回避に向けた支援活動を行なっているのかについても分析を試みたい。

6. 調査手法とその限界

本研究では、インドの NGO である ARCOD と共同調査を実施した。「子どもは第 8 年次までは就学させなくてはならない」「18 歳未満で子どもを結婚させると処罰の対象となる」といった新たな規範は、前述の RTE 法や幼児婚禁止法をはじめ、政府や教育関係者、また NGO などによる地道な教育支援活動や啓発活動によって、クリシュナギリ県においても、徐々に浸透してきている。しかしながら、諸々のローカルな事情があるなかで、思春期女子の早婚や若年妊娠は続いている。同団体より調査協力を得たものの、早婚を取り巻く複雑な状況下において調査を行うことには、諸々の困難が伴うことが予想された。

早婚の背後にある繊細かつ複雑な事情について、部外者でありかつ外国人である筆者が、未成年を含む当事者に対して、直接聞き取りをすることには、倫理的にも問題があるだけでなく、技術的にも困難な点があった。顔見知りの現地スタッフが調査に同行しても、被調査者との間に十分な信頼関係を築くことができていないため、多くの場合、外部の研究者を警戒して、また児童婚に対する罰則を恐れて、本音を語りたがらないことがある。よって聞き取りをしても、「この村では児童婚なんてないよ」といった発言や、正確な結婚や出産時の年齢を言わないこともあり、聞いているうちに細部で話に矛盾が生じることが想定される。したがって本調査では、筆者が当事者から直接聞き取りを行うのではなく、現地でこれまで活動してきた ARCOD スタッフなどに対して実施するという手法を採用した。

ARCOD には、45 名の常勤と、30 名の非常勤スタッフがおり、その多くが女性であるが、設立当時より勤務している職員も多いという。スタッフのほとんどが現地採用であるため、地域に精通しており、豊かなフィールド経験を持っている。ARCOD が取り組むプロジェクトには、プロジェクト・コーディネーターが各々配属されているため、本研究における現地でのフィールドワークでは、コーディネーターを中心に聞き取りを行った。さらに、カウンセラーや VHW、思春期クラブで補講や青少年活動を主導するクラブ・メンター、また ARCOD と繋がりを持つ地域医療に従事する医師や看護師、ユニセフの元コンサルタントなどの多様なステークホルダーに対して聞き取りをした。現地でフィールドワークを行ったのは、主として 2019 年 8 月 11 日より 16 日にかけてであるが、フォローアップとして、2020 年 8 月から 9 月の間、オンラインなどによる聞き取りを継続させた。

7. クリシュナギリ県における早婚に関わる事例分析の結果

本研究では、前述のように、早婚回避に取り組むカウンセラーやコーディネーターなど多様なステークホルダーから、同県での早婚に纏わる事例（ケース）について聞き取りし、その要因を分析した。

ケース1：地域における学校不在による学業中断と「怠惰な」時間を警戒しての早婚

RTE法の導入により、山間部にある村落においても、多くの児童が学校に通うようになってきた。さらに第8学年次までの義務教育を終え、9年次以降の就学についても、徐々に上昇傾向にある。しかし、クリシュナギリ県の一部の村落では、思春期女子の多くが8年次あたりで学業をやめ、その後、家庭に留まるようになることが多いという。その要因には、少女の学力不足による落第や、学習意欲の喪失などもあるが、多くは地理的要因と学校の不在などのインフラの未整備が大きく影響している。村落の近くには8年次までの学校しかなく、9年次以降も学業を継続するには、公共のバスを乗り継ぐなどして通学しなくてはならない。それは男児には許されても、女兒の場合は、通学費がかかることや、交通の便が悪く、通学途中の道路にも不備があり、身の安全を確保できないことから、親は娘を遠方まで通学させたがらない。離れた学校の側には女子用の寮（ホステル）もあるにはあるが、親には金銭的な余裕がない。よって学業の継続により早婚回避を促進しようにも、このような地形的要素を持つ地域では限界があるといえる。

そのため、これらの地域では、ほとんどの女子が13、4歳の年齢で学校教育から早々に切り離され、その後期待するような定職に就くこともできずに、家事手伝いや介護をしながら結婚までの期間を親元で過ごしている。女子が家庭内に留まり、「怠惰」（‘idle’）で「何もしていない」状態に置かれていることが、最も早婚の危険が高まる時期だとARCODは警告する⁹。それは、女子が『何もせずに無駄に』過ごしている時間が悪魔を引き寄せる」という発言からも理解できる。そのような時間を少しでも減らすために、ARCODの活動地域のみではあるが、村には思春期クラブが組織化されている。学校を中断した13、14歳あたりから、婚姻が可能となる18歳までには、かなりの時間幅がある。また村落において、親や親族が、娘の恋愛や恋愛結婚を忌避する風潮は強く、親は不測の事態を警戒するあまり、18歳になるのを待たずに、娘を結婚させることも多々起きている。このような早婚の背後には、家長による女兒のセクシュアリティへのコントロールに加え、教育年数の短さやジェンダー規範、そして経済的な貧しさも相互に影響しているため、親の決めた婚姻に従わざるを得ない状況にある女兒もまだ多いと言える。そのため、ARCODの目を掻い潜るかのようになり、ある日突然、女兒が親の決めた縁談により、村から姿を消してしまうことも起きている。

ケース 2：親にネグレクトされた少女の結婚と駆け落ち

これは、17歳の少女（カースト不明、ヒンドゥー教徒）の例である。数年前に父親を亡くし、母と少女、2人の妹と祖母が残された。家事や育児のために、少女は7年次あたりで学校を辞めている。その後、母親は、幼い妹を置いて出稼ぎに出ってしまったため、少女は母親代わりに家事や育児、そして残された祖母の介護をすることになった。母親は半年に1度、僅かな生活費を持ち帰っていたが、段々と家に戻ってこなくなった。のちに、母親が出稼ぎ先で再婚したことがわかり、それ以降は全く家に帰ってこなくなったため、困窮する家庭を親族が金銭的に支えるようになった。祖母らは、少女を不憫に思い、今すぐにも結婚させてあげたいと願い、また少女自身もそれを待ち望んでいるが、少女は家族の面倒をみなくてはならないことや、金銭的にもまともな結婚はできないと失望状態にある。

このように同県では、生活苦から仕事と収入を求めて、親が子どもを置いて出稼ぎに出る例がみられている（ARCOD 2017: 2）。家族によって置き去りにされた女子のほとんどが、その後、学校を辞めて、家事や育児、介護を行なっているという。また、両親が幼い子どもを残して亡くなったため、学童期である長女が学校を辞めて、残された幼い妹たちの世話をしているという例もみられた。遺児には、金銭的なサポートや学業を継続させる支援もあるが、子どものネグレクト（育児放棄）に対しては支援も限られる。子どもを置き去りにした母親には非があるが、その一方で、夫を亡くした女性がこの先、生きていくためにも再婚は望ましいとする見方もあり、母親のみを責めることはできないという。すでにネグレクトの状態に置かれている少女に対して、教育の延長による早婚回避は実質不可能である。ARCODは、少女自身が経済的に自立するために職業訓練を受け、就業に繋げることを提案する。しかし、将来を悲観し、この状況から抜け出したいと窮状を訴える少女にとって、結婚のみが人生の望みであり、すでに学ぶ意欲を喪失していることから、経済的自立などは頭にはない。縁談をまとめる親もなく、まともな結婚はできないという焦りと苛立ちから希望がみえず、ARCODの助言も少女の耳には届かない。この少女の例以外にも、両親が亡くなり、その後も親族からのサポートを受けられず、残された家族の世話を一身に担っていた女子が、寂しさと虚しさのためからか、知り合った男性とある日突然、姿を消してしまった例もある¹⁰。このように、貧しさや家庭での不遇から希望を持つことができない女子が、一縷の望みを賭けて駆け落ちに走ることもあり、ARCODも、少女の保護と自立に向けての働きかけと、駆け落ちの連鎖に頭を悩ませているといえる。

ケース 3：18歳になるのを待ち構えての早婚と健康リスク

未成年での結婚は違法との認識は徐々に進んでいるため、農村においても、初婚年齢はわずかながらも上昇傾向がみられている。しかし、村落の場合、州の初婚年齢の中間値よりもさらに若く、フィールドワークを実施した村落においても、多くが10代で結婚するという。娘を嫁がせるのは親の責務との強い圧力があることや、幼いうちに嫁がせることで、少して

も早く親の務めを果たして、この重責から逃れたいという心境が働く。しかし、18歳未満での結婚は、近年「うるさく」なっているため、「面倒」を避けるためにも、18歳になるのを待ち構えての見合い婚が、このところ多いという。

18歳以上の結婚であれば、少なくとも法的に問題はないが、10歳から19歳までは思春期であることや、女子が18歳になるかならないかでの年齢で結婚し、その直後に妊娠や出産を経験することは、医学的にも好ましいとはいえない¹¹。このことは、配偶者の双方が18歳以上の年齢だとしても、身体的、情緒的、性的、心理社会的な発達レベルにおいて、また人生の選択に関する情報の欠如で、結婚に同意する準備ができていない場合の結婚を、早婚とする見方とも繋がっている（IPU and WHO 2016: 6）。思春期での妊娠や出産は、身体がまだ未成熟であることや、多くの女子や女性が、栄養障害や鉄欠乏性貧血などの問題を抱えていることから問題も多く、その分、妊娠や出産時のリスクが高くなる。特に同県では、一部で医療設備面での遅れやインフラの不備があることから、妊産婦死亡率が比較的高いことが指摘されている。そのため、地元のヘルス・ワーカーなどが、思春期女子や女性に対して、鉄錠剤（IFA tablets）を無料配布している地域もある。

ある村落を巡回していた ARCOD スタッフや VHW らが、妊娠の兆候がみられる10代の少女に気が付いた。さらに詳しく調べたところ、その少女は妊娠しているだけでなく、輸血などの治療を要するほどの、重度の貧血を抱えていることも判明した。ARCOD は、その少女には早急な治療やケアを要すると判断したため、直ちに医療機関での診察と治療を受けるよう家族に助言した。その後、その少女は治療を受けながら、無事に子どもを出産することができたという。この例からも、栄養障害などからくる健康上の問題や、リプロダクティブ・ヘルスについての知識不足のなかで若年妊娠が起きており、それが早婚に向かわせる一因にもなっていることや、このような状況下での分娩が、いかに思春期にとってリスクの高い行為であるかが理解できる。

ケース4：貧しさと溢れる情報、予期せぬ妊娠と早婚

近年では山間部の村落においても、携帯電話を所持することや、それにアクセスできる状況にある思春期女子が増えており、テレビだけでなく、インターネットや SNS などから情報を得ることや、携帯電話で連絡を取り合うことは、それほど困難ではなくなっている。8年次あたりで学業を中断した後、家庭内で家事を任されるようになるなかで男性と知り合い、それが恋愛関係に発展することや、若年妊娠も起きている。親は常に不測の事態を警戒しているものの、昼間は戸外での仕事のため不在となることが多く、親の監視の目も届かない。よって、このような時期に知り合った男性と、恋愛関係に陥ることも珍しくない。それを恐れて、特に貧しい家庭の場合、18歳未満の女儿との結婚を望む男性が現れると、結婚させることが起きている。幼い子どもの結婚の場合、持参財が少なくて済むだけでなく、むしろ新郎側から1、2ラック（lakh）¹²の婚資を得られるため、女儿を持つ貧しい家庭では早婚を戦略的に

選択することもある。この場合、貧しい家庭が娘を持つことは「不幸」ばかりではなく、婚礼時に福をもたらす存在との見方もあり、それが児童婚を助長している要因にもなっているといえる¹³。

その一方で、恋人を持つ女子は恋愛関係を秘匿し、また家族もそれに気づかず、それが妊娠によって初めて発覚する場合もある。カルナータカ州との州境に近い山間部の村落などにおいても、思春期での性行為や妊娠は起きている。リプロダクティブ・ヘルスについての知識を持たない村落の思春期女子や女性は多く、性行為や避妊の知識がないことから、妊娠していてもそれに気づかず、村を巡回する VHW やヘルス・キャンプで、妊娠検査を受けて初めて気づくことがある。インド社会において後進層と位置づけられる指定部族 (Scheduled Tribes) の村落に住む少女も、その中の 1 人であった。村を訪れていた VHW が異変に気がつき、妊娠検査をしたところ、妊娠していることが発覚したが、少女は指摘されるまで、それに全く気づかずにいた。妊娠が発覚した後、少女の家族は動揺し、娘の不貞行為を厳しく叱責した。またコーディネーターや VHW らは、少女の証言から、近くに住む 30 歳代半ばの男性を特定した。その男性は、少女との恋愛関係は認めたものの、結婚については考えていなかった。このことを、未成年者への性的虐待として重く受け止めた ARCOD は、双方の家族に介入し、結婚を承諾させるに至っている。女兒が未成年ながらも、当事者同士の結婚をまとめる橋渡しを ARCOD が行ったのは、すでに女兒が妊娠 5 カ月にあり、人工妊娠中絶をするには危険と判断されたことや、身ごもった女兒の産前産後のケアが必要であったためだと説明する。この例に限らず、山間部では未婚で妊娠する例は少なからずあり、予期せぬ妊娠から早婚に至るパターンがみられている。

ケース 5：恋愛と駆け落ち、その反動としての「駆け足婚」と名誉殺人

女兒に初経が始まる頃になると同時に、親としての苦悩も始まる。娘の結婚に向けての重責と娘が性犯罪に巻き込まれるリスク、そして恋愛・駆け落ちへの懸念である。近年では、初経年齢の若年化が進んでおり、早くて 10 歳頃に始まることもあるため、親が苦悩する期間はそれだけ伸長しているといえる。思春期の男女 2 人が出会って恋愛関係になり、結婚を親や親族に申し出ても、すんなりと認められないことは多い。思春期から恋愛相談を受けた場合、ARCOD は、できる限り合法的に結婚できる年齢まで勉学を続け、18 歳に達するまでは別居すること、そして 18 歳に達してからの結婚と同居を提案する。しかし、2 人の恋愛が明るみになったとき、双方の親から拒絶されると判断した場合、駆け落ちが起きることがある。思春期のなかでの恋愛や性行為は、すでに起きていることではあるが、それらに対する特に親世代以上の拒否反応はいまだに根深く残っている。当事者は、結婚の意思を持ち続け、根気よく親を説得しようと構える場合もあれば、叱責や体罰を恐れて、その後の結婚や生活の手段もよく考えずに短絡的に駆け落ちすることもある。その後間もなくして所持金を使い果たし、関係が冷めてしまうことで、女子が行き場を失ってしまうこともあるという。

駆け落ち後、若いカップルは暫くどこかに身を潜め、後に親へ結婚の許しを乞う場合もあれば、親や親族からの反発があまりにも大きく、二度と家族の元に戻れなくなる場合もある。前者の場合、親は最終的には2人の結婚を受け入れ、もともと見合い結婚であったかのように、双方の親が結婚をまとめることもある。純粋な恋愛結婚の場合、持参財は発生しないというが、恋愛から見合い婚にまとめたのであれば、それを要求されることは多く、場合によっては、通常よりも高額な持参財が要求されることもあるという。また異カーストや異宗教間の恋愛であっても、状況や話し合いによって結婚が認められることもあれば、同カーストで同じヒन्दゥー教徒であっても、拒絶される場合があるなど、容認されるかどうかの線引きは一概に言えない複雑さがある。

しかしながら、両者が異カーストや異宗教間での恋愛である場合、親や親族、コミュニティからの反発があることが予想される。ある村で駆け落ちが発覚したため、娘の親や親族は、直ちに警察に通報してカップルを見つけ出し、2人を引き離れた数日後に、親が見立てた相手と娘を、無理やり結婚させることが起きている。また、恋愛や駆け落ちを防ぐため、親が急ぎ娘の見合いを秘密裏にまとめ、夜中や早朝4時など、人目のつきにくい時間帯に、小さなヒन्दゥー寺院や自宅でこっそりと簡略化された婚礼を行うという、いわゆる「駆け足婚」も起きている¹⁴。これらは、それまでの娘の恋愛を封印し、体裁を取り繕うような形での強制的な見合い婚であり、相手も事情のある歳の離れた相手であることが多いという。しかしたとえそのような相手であっても、恋愛や駆け落ちよりもまだまだとする親の考えからも、いかに異カースト間や恋愛結婚に対する嫌悪感が強いかが窺える。またそれへの反発として、親による強制結婚から逃亡するための、再三なる駆け落ちも起きている。

恋愛や恋愛結婚により、家族や親族は辱めを受けたと感じ、その不名誉を回復するために、当事者に向かって危害が加えられることや、最悪の場合、名誉殺人や犯罪に発展することもある。それが異カースト間で、特に女子の家族が男子よりも裕福で高位のカーストに属している場合は、恋愛や結婚に対する反発はさらに大きい。17歳の頃から恋愛関係にあった少女が、親に反対されながらも関係を続け、4年後に、親の承諾がないまま恋愛結婚をした。しかし相手の男性が少女よりも劣位の指定カーストであったためか、結婚して半年後に、親族によって2人共殺されている¹⁵。また、これはクリシュナギリ県に隣接するダルマプリー県で起きた例であるが、農村の親元を離れて学校に通っていた女子が、同じ村の同じコミュニティ(MBC Kurunbas、ヒन्दゥー教)の男性と恋愛関係となり、親の反対を押し切って駆け落ちをした。その後、親との和解を試みたところ、まずは村に一度戻り、新型コロナウイルスが収束する頃に、村で挙式することを親が提案した。その言葉を信じて村に戻ったところ、2人は即座に引き離され、相手の男性は親族によって殺害されてしまった。その後、娘は親の選んだ相手と無理やり結婚させられたが、嫁ぎ先で自死を選んだという。同じカーストであっても、男性側の家族が裕福ではなかったことから、両者間の経済的ステータスの違いが悲劇を生んだ例だということである。

ケース6：レイプによる早婚、駆け落ちと「性的虐待」としての通報

タミルナードゥ州では、季節的に婚姻数が多い時期がある。特にタミルナードゥ州のヒンドゥー教徒の場合、1月半ばから2月半ばにかけて多くの婚礼があり、特に州で盛大に祝われるポンガル祭（収穫祭）以降に集中するという。そしてその時期に、早婚も多く起きるため、電話相談の件数も増えるという。しかしレイプや性的虐待に関しては、それを発見した知人や教師などから、随時チャイルドラインへの通報がある。2013年インド刑法（改正）法令に基づき改正されたインド刑法第375条、同法第376条により、性暴力を行なった加害者は処罰の対象となる。実際に性犯罪が起き、未成年の女兒がその被害者である場合、ARCODはその相手を訴えることや、もし女兒に妊娠の兆候があれば、人工妊娠中絶の手段があることも、女兒やその家族には伝えている。しかし、親は娘の将来を考えて、また汚名を恐れて、訴訟を起こすよりも、秘匿することが多いという。

婚前の思春期女子の妊娠は、本人にとっても身体的かつ精神的なダメージが大きいとともに、家庭内での不和をもたらす。したがって、レイプによる妊娠が発覚したことで、親が複雑になることや汚名を着せられることを避けるために、娘に人工妊娠中絶させ、その後、別の相手との縁談をまとめ、ほとんど誰にも知らせることなく、真夜中や早朝に婚礼を執り行う場合もある。これにより体裁は保たれ、かつ娘も守られると考えた上での早婚である。同様に、レイプの加害者である男性を訴える代わりに、加害者の男性と被害者である女子を結婚させることも、時として起きている。女兒に対しての性的虐待が疑われ、またその妊娠が発覚した場合、相手を訴える手段に出るよう、ARCODは提案する。しかしその一方で、性被害に遭った事実が世間に晒され、それにより娘が一生独身で過ごすことを、親は不憫に思うのと同時に、家族に対しても不名誉なレッテルが貼られることを嫌う。レイプ犯として相手を警察に訴えることは、都市部ではできたとしても、農村ではほとんどできないという。公に訴えることで女兒が再び傷つけられ、一生が台無しになると考え、加害者との結婚が親の希望によって選ばれることもある。ARCODは、決して被害者と加害者の結婚のみを提案するわけではないが、両者が納得の上で結婚を選択するのであれば、それ以上のことは強要できないという。結婚は女兒や女兒の家族にとり、「一生に一度の大切な儀礼」であるため、娘には何としてでもよい縁談をもたらしたいという親の意向を汲みながら、児童婚や早婚の回避と「円満な」問題解決の狭間で、また農村部での女子の保護とエンパワーメントという観点からも、常に難しい選択を迫られるなかで、ARCODは助言を与えていると言える。

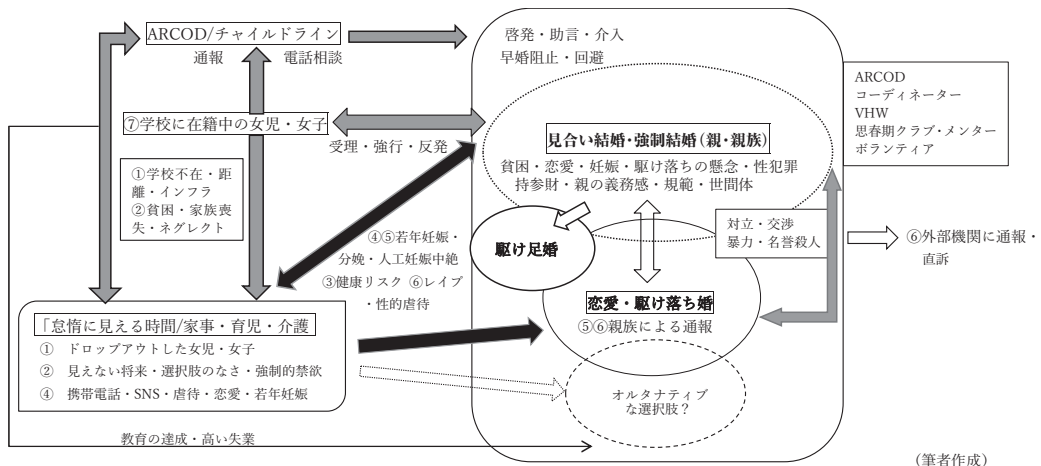
駆け落ちしたカップルのうち、それを快く思わない女兒の親が、法律を逆手に取って相手の男性を訴えることも、同県において起きている。23歳の少年と16歳の少女（共に指定カーズト、ヒンドゥー教徒）が駆け落ちしたため、娘を探し出したいと、親がチャイルドラインに通報した。相手の男性に対して、娘の親が、誘拐と性的虐待の容疑で警察に通報しようとしていることを知った少女は、恋人を守るために自ら警察に出頭し、このことは誘拐でも性的虐待でもなく、自らが決断した恋愛による駆け落ちであると訴えた。同時に、その少女は、親から

も身体的な虐待を受けていると主張したため、警察は、その夜、少女を施設に保護している。このケースのように、当事者である少女の訴えにより、相手の勾留が免れたケースもあるが、それがなかった場合、男性が性犯罪を犯した罪で拘置所に送られ、罰金が科せられ、また少女も状況により、18歳になるまで施設に収容されるという悲劇が待ち受けていることもある。

ケース7：結婚したくない娘と早婚を望む親との間の軋轢

親の希望に従い、年少での見合い結婚を受け入れる女兒もいるなか、それに対して異議を唱える例も起き始めている。義務教育後も10年次生として学業を続けていた16、17歳の女兒（MBC Vanniyar、ヒンドゥー教徒）が、ある日突然、親から結婚を強いられた。その女兒は、海外に出稼ぎに行っている母親の仕送りから、学校に通うことができていたが、その母親が一時帰国していた間に、娘に無断で縁談がまとめられたことに納得がいかず、チャイルドラインに通報して、助けを求めた。この通報を受けて、ARCODはクリシュナギリ県児童保護ユニット（DCPU）や県社会福祉局（DSWO）にも連絡し、その後、児童福祉組織（CWO）が調査に入って女兒との面会を行った。少女には勉学に対する強い意欲があり、結婚したくないと主張したため、再び、チャイルドラインでカウンセリングを行い、意思確認をするとともに、今後について話し合いを持った。女兒は、いつ再び結婚を強えられるかが怖い、実家に戻るよりも施設で勉強を続けたいと主張したため、女兒は一時期、県内の児童福祉施設に保護された。その後、児童福祉委員会（以下、CWC）は、双方の家族と面会し、18歳未満での婚姻は違法であることや、勉学を継続したいと主張する女兒の意見を尊重するよう諭した。双方がそれを受け入れたため、CWCは女兒を実家に戻す準備をしていた。しかし、見合い相手の少年からARCODに通報があり、女兒の親や親族は、親に逆らった女兒に危害を加えようとしている、女兒を実家に戻さず、そのまま施設で教育を受けられるようにしてほしいとの要望が伝えられたため、カウンセラーはそれをCWCに伝えた。その後、女兒の両親が女兒を引き取りにきたが、女兒はそれに同意せず、施設に残って学業を続けたいとの主張を曲げなかった。最終的には、娘の親もそれに同意したため、施設から通えるよう転校の手続きをとり、12年次を修了する18歳まで学業を続けることができたという。

上記の例は、女兒を早婚や暴力から保護できた例として挙げられるが、これ以外にも、結婚を希望しない女兒や身内が通報してくる例はあるという。チャイルドラインの電話番号を聞きつけた近隣の住人らが、結婚の差し止めを求めて、婚礼の日時や場所をARCODにこっそりと伝えてくる場合もある。通報を受けたカウンセラーは、当日、地元警察やソーシャルワーカーと共に現場に駆けつけ、児童婚は無効だと警告し、結婚の差し止めに入ることもある。しかし、人目を忍んで行われる「駆け足婚」を阻止することは困難である。また、見合い結婚が妨害されたことで禍根を残し、女兒と家族との関係にも亀裂が入ることや、このことで女兒の身に危険が及ぶ場合もあるため、結婚に不同意の女兒を保護する施設の設置は必須である。



(筆者作成)

図1 思春期後期女子の早婚にみられる背景とその諸要因

8. 考察—思春期後期女子の主体性とグローバルとローカルな価値観を巡って

子どもの結婚は違法であるとの認識は、インド農村部においても、徐々に浸透してきているものの、それは依然として起きていることや、現地の価値観と照らし合わせると、時として避けられない状況があることも、聞き取りから明らかとなった。さらに思春期後期女子を早婚に向かわせる諸要因を分析したところ、学力低下や勉学への意欲低下をはじめ、地理的要因や学校の不在などインフラの未整備（ケース1）、家族を失ったことによる急激な経済的困窮など環境の変化や、親の出稼ぎ、再婚による子どものネグレクト（ケース2）があった。また、学業を断念して家事や育児、介護の負担を強いられることや、教育年数の短さ、心理的な疎外感、そして結婚や駆け落ちへの希求（ケース2）も背景にあった。加えて、恋愛関係や駆け落ちの恐れからくる早婚（ケース3）や、その対処として強いられた早婚（ケース4）、またその強制結婚からの逃亡（ケース5）や、予期せぬ思春期女子の妊娠と分娩（ケース3、4）、レイプ・性的虐待（ケース6）によるものなど、恋愛や駆け落ち、思春期のセクシュアリティに起因する複合的な要因もみられた。特にその根底には、農村での貧困や社会的な貧しさがあった。親の失職や死別、出稼ぎやネグレクトなどにより、学業の中断を余儀なくされた女子は、学校だけでなく、その後の就労や所得を得る機会からも疎外されるといえる（ケース2）。その一方で、恋愛や妊娠による関係性の発覚、駆け落ちなど、女子が性規範から逸脱したと見做され、望まぬ結婚に追い込まれるという実態があることも、フィールドワークから明らかとなった。このことから、早婚と恋愛、思春期のセクシュアリティとは不可分に結び付いていると言える。

早婚が起きているローカルな事情には、とりわけ未成年の婚前での妊娠があり、それは女子が「怠惰」で「何もしていない」状況に置かれていることが一つの大きな要因だと、ARCODは指摘する。その「怠惰」にみえる時間のなかで若年妊娠が起き、指摘されるまでその事実

に気づかなかった少女の例もみられていた。親のコントロールにより未婚の女子には貞節や禁欲が強られるため、思春期のなかでのリプロダクティブ・ヘルスについての知識、とりわけ安全なセックスや避妊についての知識が不足しており、それが意図せぬ妊娠や出産、また10代での人工妊娠中絶にも関連している。このように、思春期女子が、セックスや避妊についての知識を得る機会が、非常に限定的である一方で、性行為の低年齢化や若年妊娠が起きている。さらに思春期女子は、知識がないために無防備な性行為により、妊娠のリスクを負うだけでなく、性感染症やHIV/エイズの感染リスクにも晒されており、深刻な健康被害を追う危険性は高いと言える。

しかし、女子が「怠惰」にみえるという状況に置かれるのは、落第や学習意欲の喪失といった本人に起因する理由のみでなく、経済的かつ社会的な貧しさとも大きく関連している。また本来、女子は家庭内で「怠惰」に過ごしているようにみえても、日々の家事労働を担い、かつ戸外での労働にも不定期に就くなどして、僅かな収入で家計を支えており、決して無駄に時を過ごしている訳ではない。「怠惰」にみえるという時間は、裏を返すと、少女にとって希望の見えない、辛くて長い苦痛な時間でもある。学業を断念したことで、見返りのある仕事に就く可能性には繋がらず、この先、親の決めた結婚か、駆け落ちかの選択肢のみ残され、結婚以外の選択肢はほとんど見えない状況が浮き彫りとなっている。そのため、女子が経済的安定のために結婚に依存し、男性の保護下に置かれることを前提とする意識や社会のあり方を変えることや、さらなるエージェンシーを育むための働きかけと教育、またその社会環境づくりが必要となる。

学校教育というフォーマルな教育の場において、人権意識を育むことを目指すジェンダー教育などは、ライフスキル教育などと併せて導入が試みられているものの、十分とは言えない状況が続いている。またARCODは、児童婚や早婚廃絶に向けての啓発活動を、学校やコミュニティにおいて定期的実施し、また農村においても思春期クラブを通して、ライフスキル教育や早婚の弊害についての学びを取り入れており、インフォーマル教育としての働きかけとしては有効であるが、単発的であり、まだ一部に限定されている。各々の女兒が置かれた固有の状況下で、結婚するか否かは、女兒の意思によるところもあるが、たとえ早婚が女兒の意思に反するものであっても、若年妊娠などある特定の状況下では対処メカニズムが働き、早婚が最善の選択との判断が働くこともある。そのようなローカルでミクロな判断が働く場合、早婚の解決策として、単に教育期間の延長のみを提示しても解決には結びつかない。それを未然に防ぐためにも、児童婚を禁じる法規制の強化だけでなく、少女自身が性や生殖に関する知識を持つことや、権利意識を身につけ、それを主張できる力の獲得が必須である。性や生殖に関する正しい知識を身に付けることで、女子は婚前の性行為からくる恥の意識や、社会的なスティグマを払拭し、また無知からくる妊娠を避けることができ、それが思春期女子のエージェンシーやエンパワーメントにも繋がると言える。ジェンダー規範やセクシュアリティを取り巻く意識改革を押し進めるためにも、社会的なサポートや教育の推進、

とりわけライフスキル教育やジェンダー教育、また、思春期に不足しているセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する知識の普及は必須である。しかし現状では、国や地域社会においても、思春期に対するセクシュアリティ教育を推し進めようとする動きには繋がっていない。

恋愛の発覚や、自らの意思で結婚をした思春期後期の女子を待ち受ける社会は、決して寛容とはいえない。恋愛や婚前の性行為は、親や親族にとって未だ受け入れ難いものであり、それを阻止するために18歳を待ち構えての見合い婚（ケース3）や、恋愛や駆け落ちの発覚後に、未成年でありながら親が足早に結婚をまとめる行為（ケース4）、また駆け落ちが暴力や名誉殺人に発展した例（ケース5）もみられた。

しかしフィールドワークからは、少女のエージェンシーの現れと思われる事柄もいくつか確認できた。なかでも、女兒が学業を継続したいとの思いから、親の決めた結婚を承諾せずに外部機関に助けを求め、結果的に12年次まで教育を継続させた例（ケース7）や、恋人との関係から駆け落ちに至ったにも関わらず、親から誘拐と児童虐待で訴えられた恋人を守るために、自ら警察に出頭し、相手とは合意の上での恋愛関係であることを主張した例（ケース6）などである。これらは、自らの人生について、「自ら目標を定め、それに基づいて行動する能力」（Kabber 2001: 21）、つまり自己実現するための力の行使とエージェンシーの発露だと言えよう。チャイルドラインを使って、自らの結婚について意思表示を始めた少女は、徐々に増えてきているとの指摘もある。それはARCODの活動やチャイルドライン自体が、社会的な認知を得てきているだけでなく、少女の人生に関わることを、自ら決断できるよう後押しする外部サポート機関として、思春期女子のなかで受容されてきていることの現れでもある。その一方で、ケース6のように、ARCODには、駆け落ちをした娘を持つ親からの通報をはじめ、思春期の恋愛関係や駆け落ちを受け入れない親や親族が、法を根拠に、また時として名誉殺人として、思春期のセクシュアリティを性規範からの逸脱として罰しようとする報復行為が起きていた。思春期自らが望む人生を切り拓いていくためにも、意識の変革を促すための地域ぐるみのエンパワーメントや、外部からの制度的なサポートは必要である。思春期による自己手配的な結婚や、思春期のセクシュアリティを無効とする性交同意年齢など、現行の法体制が思春期に与えている負の影響についても、さらに議論していくことは避けられないであろう。

インドにおいても猛威を奮っている新型コロナウイルスが、児童婚や早婚に、今後どのような負の影響をもたらすのかが、2020年8月現在において注目されている。ロックダウンによる学級閉鎖で、家庭に留まることを余儀なくされた思春期が、人目の届かないところで結婚に追い遣られている状況が、すでに一部で報じられている。さらに児童保護施設も、コロナ禍で閉鎖に追い込まれ、隔離されて安全に過ごすべき女兒も、各家庭に戻されている状況にある。このように、先行きのみえない状況から不安が増幅され、娘の安全を求めるが故の早すぎる結婚が増え、すでに減少に向かっていた児童婚が、10年前のレベルに逆戻りするこ

とも懸念され始めている。コロナ禍で身動きが取れない時間が増えるなか、娘の身を案じての強制婚から逃れるために、また恋愛関係を成就させるために、あえてこの時期に駆け落ちを試みる若いカップルもいるという¹⁶。コロナ禍が、早婚にどのような影響をもたらすのか、今後さらに注視していく必要がある。

9. おわりに

クリシュナギリ県でのフィールドワークの結果、同県においても、思春期後期で早婚が起きている実態があり、その背後には恋愛や駆け落ちがあることも明らかとなった。早婚に結びつく社会経済的、文化的要因は複雑かつ多岐にわたるため、本稿でまとめた7ケースは、そのほんの一握りに過ぎない。また今回の調査では、当事者からではなく、NGO関係者などを中心に聞き取りを行なったため、思春期後期の女子がどのように駆け落ちを理解しているのか、またそれがどの程度、その後の女子の人生に影響を及ぼしているのかについて、当事者の視点から分析することができなかった。しかし、これらの聞き取りから、貧困など、児童婚が引き起こされる根本的な諸問題が未解決であるなか、思春期後期女子が直面している新たな問題が早婚の引き金となっているといえる。つまり、性行為の低年齢化など、今まで不可視化されてきた思春期のセクシュアリティに起因する問題や、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスについての情報不足が、若年妊娠や分娩、そして早婚に繋がっているということである。

以上から、早婚を解決する道を探るには、まずはリプロダクティブ・ヘルスに関する情報やサービスを十分に行き届かせる仕組みや、アクセスし易い環境を整えることは不可欠である。また思春期後期女子が、エージェンシーやエンパワーメントを育み、自らの人生について自己決定できるようになるためにも、正しいセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスや包括的セクシュアリティ教育の導入・強化が、フォーマル、インフォーマルな教育の場において実現することが望まれる。これらを通して、思春期後期女子が、リプロダクティブ・ヘルスについての正しい知識を身につけ、また避妊についての知識を得るだけでなく、リプロダクティブ・ライツとしての女性の権利を身につけることにも繋がるためである。

駆け落ちを通報された女子が、それは誘拐ではなく、合意の上での関係であったと、外部に向けて主張することや、結婚を押し付けられた女兒が、学業を継続したいという一心で、結婚の阻止を求めて通報したのは、自らの人生をより主体的に生きようとした女子のエージェンシーの現れだと言えよう。しかし、このような変化の兆しもあるなか、資源に乏しく、また社会的にも多くの機会を持たない思春期後期女子が、駆け落ちや早婚に追い遣られる状況が起きている。早婚を解決する道を探るためには、単に教育を受ける期間の延長や、児童婚に対する法規制だけでなく、児童婚や早婚を生んでいる固有の社会経済的な諸要因を解きほぐすとともに、思春期女子が結婚だけによらない人生を選択でき、かつ人生の選択肢の幅

を広げられるような教育や就業の機会を生むことが、今後さらに重要となる。さらに、思春期のセクシュアリティについての捉え直しは急務である。それへの理解を示すとともに、思春期に寄り添った社会的なサポート強化と女子へのさらなる投資が、思春期後期女子のエンジェンシーやエンパワーメントを育み、早婚の根本的な解決につながるものと期待できる。本研究の後半では、コロナ禍でのリモートによる初めての聞き取りとなった。コロナ禍での児童婚や早婚については、今後のさらなる研究課題としたい。

謝 辞

本研究を進めるにあたり、フィールドワークでは、ARCOD 代表の Keshav Raj 氏をはじめ、コーディネーターやカウンセラー、VHW やクラブ・メンター、医療従事者のみなさまなど多くの方からのご協力をいただいた。また論文執筆中には、Saulina Arnold 氏より有益なご助言をいただき、論文を書き上げることができた。心からの御礼と感謝を申し上げたい。

【注】

- 1 ‘20,000 teenage pregnancies reported in nine months in Tamil Nadu’, *The Times of India*, Chennai, December 18, 2018
- 2 幼児婚に関する記述は、『マヌ法典』にもみられ、「初潮前に娘を与えるのが最善」との記述もある（渡瀬信之訳注、平凡社 2013 年、p.486）。
- 3 婚礼時の持参財の授受は、1961 年ダウリー禁止法により違法であるが、その慣習は現在も無くなってはいない。
- 4 筆者が 1997-8 年当時、インド農村部で調査を行なっている間にも、駆け落ちはたまに起きていた。当時、同じ村に住む指定カーストに属する若い男女が駆け落ちした。3 カ月ほど身を潜めた後、村に戻って両親に許しを請い、どうにか結婚が認められたため、2 人は同じ村に新居を構え、新婚生活を送っていた。このように、指定カーストや指定部族のなかでは、駆け落ちによる結婚も、比較的認められやすいとの見方もある。
- 5 例えば *India Today*, ‘An Early Awakening’, September 21, 1998
- 6 2010 年、筆者はムンバイとチェンナイ都市部での大学生および大学院生を対象に、結婚や就業に関する意識調査を実施したが、恋人を持つ学生は当時でも一定数おり、恋愛関係にあるなかでの性行為は皆無ではなかったことを確認している（Kawano, 2011: 19-21）。
- 7 Ms. Prasannakumari からの聞き取りより（2019 年 8 月 21 日）。
- 8 州政府やクリシュナギリ県には、女子が 12 年次まで学業を継続し、修了した場合、結婚給付金を受給できる制度がある。それらを周知させることで就学期間を延長し、婚期を遅らせることが、その狙いである。

- 9 Mr. Sivamurthi からの聞き取りより (2020年9月8日)。
- 10 Ms. Prasannakumari からの聞き取りより (2019年8月16日)。
- 11 プライマリ・ヘルス・センターの医師との会話より (2019年8月14日)。
- 12 1 ラック (lakh) は 10 万を意味するインドの単位である。1 ルピーは、2020年9月11日現在、1.45 円。
- 13 Ms. Hemamalini からの聞き取りより (2019年8月16日)。
- 14 ‘Early morning weddings’, *The Hindu*, August 18, 2020
- 15 “‘Honor killing’ of couple in Tamil Nadu”, *Frontline*, November 17, 2018
- 16 Mr. Keshav Raj からの聞き取りより (2020年8月12日)。

【参考文献】

- 粟屋利江 (2003) 「南アジア世界とジェンダー—歴史的視点から」 小谷汪之編『現代南アジア 5 社会・文化・ジェンダー』東京大学出版会
- 伊藤弘子訳・小川富之監修 (2010) 「アジア家族法典の邦訳 25 インド家族法 — 抄訳 (4) 2006 年幼児婚禁止法 — 抄訳 (1)」戸籍時報 No. 660
- 押川文子 (2010) 「再解釈される『家族』の規範と機能—家族観の変化」 広瀬崇子他編著『現代インドを知るための 60 章』明石書店
- カビール、ナイラ (遠藤環・青山和佳・韓載香訳) (2016) 『選択するカーングラデシュ人女性によるロンドンとダッカの労働市場における意思決定』ハーベスト社
- 金敬黙 (2008) 「なぜ、NGO は政治性と非政治性の狭間でゆれるのだろうか?—アドボカシー戦略とメディア表象の分析を中心に」 金敬黙・福武慎太郎・多田透・山田裕史編著『国際協力 NGO のフロンティア—次世代の研究と実践のために』明石書店
- 佐藤寛 (2005) 「第 1 章 援助におけるエンパワーメント概念の含意」、佐藤寛編『援助とエンパワーメント—能力開発と社会環境変化の組み合わせ』日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所
- 信田敏宏 (2017) 「グローバル支援の人類学」 信田敏宏・白川千尋・宇田川妙子編『グローバル支援の人類学—変貌する NGO・市民活動の現場から』昭和堂
- 八木祐子 (2000) 「結婚・家族・女性—北インド農村社会の変容」 窪田幸子・八木祐子編『社会変容と女性—ジェンダーの文化人類学』ナカニシヤ出版
- ARCOD (n.d.) Organisation Profile, ARCOD
- (2017) ARCOD-UNICEF Adolescents Development and Home Based Care for Ante Natal and Post Natal Mothers, Project Completion Report, December 2013 to September 2017, ARCOD
- (2018) Annual Report 2018, ARCOD
- Arnold, Saulina (2017) ‘Review and Assessment Report: Intervention of ARCOD for Home Based Care for Ante Natal (AN) and Post Natal (PN) Mothers and Promoting Enabling Environment for Adolescents in Thally and Kelamangalam blocks of Krisnagiri District’

- Bhat, Aparna, Sen, Aatreyee and Pradhan, Uma eds. (2005) *Child Marriages and the Law in India*, Human Rights Law Network: New Delhi
- International Institute for Population Sciences (IIPS) and Macro International (2007), *National Family Health Survey (NFHS-3) 2005-06 India*, Mumbai: IIPS
- International Institute for Population Sciences (IIPS) and ICF (2017a), *National Family Health Survey (NFHS-4), 2015-16: India*, Mumbai: IIPS
- International Institute for Population Sciences (IIPS) and ICF (2017b), *National Family Health Survey (NFHS-4) 2015-16, Tamil Nadu, December 2017*
- IPU and WHO (2016) *Child, early and forced marriage legislation in 37 Asia-Pacific countries*, <https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/246283/9789241565042-eng.pdf;jsessionid=BDB1CEAF0CCD37CC17302F55CD324B77?sequence=1> (2020.9.16 閱覽)
- Jejeebhoy, S. J. (1998) 'Adolescent Sexual and Reproductive Behavior: A Review of the Evidence from India', *Social Science & Medicine*, Vol. 46, Issue 20
- Kabeer, N. (2001) 'Resources, Agency, Achievements: Reflections on the Measurement of Women's Empowerment', *Discussing Women's Empowerment: Theory and Practice*, Sida studies No.3
- Kawano, Y. (2011) 'Changing Views on Marriage, Family and Work among University and Graduate Students in Two Metropolitan Areas in India: A Survey', *Women's Studies Centre ed., International Conference on Women and Development: Issues and Initiatives*, Punjab University, Patiala
- Lemmon, G. T. and ElHarake, L. S (2014) *Child Brides, Global Consequences: How to End Child Marriage*, Council on Foreign Relations (CFR): New York
- Mane, Purnima. N. (1991) 'Socialisation of Hindu Women in their Childhood: An Analysis of Literature', *Indian Journal of Social Work* Vo.81, <http://ijsw.tiss.edu/greenstone/collect/ijsw/index/assoc/HASH2d75/5eff399e.dir/doc.pdf> (2020.8.30 閱覽)
- Ministry of Women and Child Development (n.d.) *Handbook on the Prohibition of Child Marriage Act, 2006*
- OHCHR (n.d.) 'Child, early and forced marriage, including in humanitarian settings', <https://www.ohchr.org/en/issues/women/wrgs/pages/childmarriage.aspx> (2020.9.2 閱覽)
- Partners for Law in Development (PLD) (2019) 'Why Girls Run Away to Marry: Adolescent Realities and Social-legal Responses in India', *Partners for Law in Development: New Delhi*
- Sagade, Jaya (2005) *Child Marriage in India: Socio-legal and Human Rights Dimensions*, Oxford University Press: New Delhi
- Save the Children (2019) 'Addressing Dada Gaps on Child, Early and Forced Marriage in Humanitarian Settings', *White Paper and Discussion Draft, December 2019*
- State Planning Commission, Government of Tamil Nadu (2017a) *District Human Development Report 2017, Krishnagiri District*
- State Planning Commission, Government of Tamil Nadu (2017b) *District Human Development Report 2017*

Chennai District

State Planning Commission, Government of Tamil Nadu (2017c) Tamil Nadu Human Development Report 2017

Sen, A. (1985) 'Well-being, Agency and Freedom: The Dewey Lectures 1984', The Journal of Philosophy, Volume LXXXII, No.4, April 1985

United Nations (2012) 'Report of the Expert Group Meeting on "Promoting People's Empowerment in Achieving Poverty Eradication, Social Integration and Decent Work for All"', Department for Economic and Social Policy and Development

<https://www.un.org/esa/socdev/csocd/2013/egm-empowerment-final.pdf> (2020.10.3 閱覽)

UNDESA (2012) 'Report of the Expert Group Meeting on "Promoting People's Empowerment in Achieving Poverty Eradication, Social Integration and Decent Work for All"', 10-12 September,

<https://www.un.org/esa/socdev/csocd/2013/egm-empowerment-final.pdf> (2020.12.4 閱覽)

UNICEF (2005) 'Early Marriage: A Harmful Traditional Practice', UNICEF: New York

https://www.unicef.org/publications/files/Early_Marriage_12.lo.pdf (2020.9.18 閱覽)

——— (2019) 'Ending Child Marriage: A profile of progress in India', UNICEF: New York,

[file:///Users/apple/Downloads/Child-Marriage_India_for-digital_0215%20\(1\).pdf](file:///Users/apple/Downloads/Child-Marriage_India_for-digital_0215%20(1).pdf) (2020.9.2 閱覽)

UNICEF India and Population Council India (2013) 'Adolescents in India', November 2013, UNICEF India and

Population Council India: New Delhi, http://4dj7dt2ychlw3310xlowzop2.wpengine.netdna-cdn.com/wp-content/uploads/2016/09/Adolescents_in_India.pdf (2018.9.13 閱覽)

UNFPA and UNICEF (2018a) '2017 Annual Report: Accelerating and Amplifying Change: UNFPA-UNICEF Global programme to accelerate action to end child marriage', August 2018

——— (2018b) '2017 Annual Report Country Profiles: UNFPA-UNICEF Global Programme to accelerate action to end child marriage', August 2018

Rethinking Early Marriage among Late Adolescent Girls in India: A Case Study in Krishnagiri District, Tamil Nadu

Yuka Kawano

Abstract

This paper analyses what factors and processes lead to early marriage among late adolescent girls in India, and how these differ from existing literature and discourses on child marriage, drawing on a research report by Partners for Law in Development (PLD), a non-governmental organisation in India. By exploring the context and factors behind early marriages, the study aims to examine what drives girls to marry early, what makes them more vulnerable, and what support should be given to the global commitment to eliminate early marriage. The fieldwork was conducted in Krishnagiri district of Tamil Nadu, in collaboration with the Association for Rural Community Development (ARCOD), an Indian NGO. The fieldwork revealed that late adolescent girls are still forced into early marriages due to customary arranged marriages, but also due to geographical conditions, absence of schools, parents' migration and remarriage due to economic deprivation of the family, and neglect, which places a burden of housework and childcare on girls. There were also other compounding factors arising from adolescent sexuality, such as love and elopement, escape from forced marriage, unexpected pregnancy and delivery, and sexual abuse. The UN's Sustainable Development Goals (SDGs 5.3) has targeted to end child and early marriage, and is increasingly recognised as a global and universal value. During the fieldwork, there were some girls who stood up to make more independent choices about their own marriages and lives, but intolerance against adolescent love marriage and sexuality still remains in society. Early marriage, which is closely linked to adolescent love and sexuality, occurs in a conflict between global commitments to eliminate early marriage and local values. In order to find fundamental solutions, it is imperative to unravel the inherent socio-economic factors that cause early marriage and to create an enabling environment for girls to gain the power to live their own lives. The study also revealed that there is an urgent need for further investment in late adolescent girls, including the expansion of reproductive health, and to change the way adolescent sexuality is perceived.

Key words: early marriage, child marriage, late adolescence, young pregnancy and delivery, sexual reproductive health/rights, India, NGOs